

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会  
競技・式典専門委員会 参考資料



# 燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会会則

## 第1章 総則

### (名 称)

第1条 この会は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、燃ゆる感動かごしま国体（薩摩川内市会場地開催分。以下「大会」という。）を開催するために、必要な事業を行うことを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 大会における実施競技に関すること。
- (3) 競技施設及び関連施設に関すること。
- (4) 大会開催及び運営のための経費に関すること。
- (5) 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

## 第2章 組織

### (構 成)

第4条 本会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 市の代表者及び役職員
- (2) 市議会を代表する者及び市議会議員
- (3) 関係競技団体、その他関係行政機関・団体の代表者及び役職員
- (4) その他大会の開催準備に関係のある者

### (役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 2名以内

### (役員を選任)

第6条 会長は、薩摩川内市長をもってあてる。

2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が選任し、総会の承認を得て、これを委嘱する。

3 監事は、会長が選任し、総会の承認を得て、これを委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、助言する。

5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

### 第3章 会議

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

- (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### （常任委員会）

- 第11条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもってあてる。
  - 3 副委員長は、副会長をもってあてる。
  - 4 常任委員会は、必要に応じ会長が招集する。
  - 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
  - 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
  - 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
    - (1) 総会から委任された事項に関すること。
    - (2) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
    - (3) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
    - (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。
  - 8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

#### （専門委員会）

- 第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告し、承認を得なければならない。
  - 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を常任委員会に報告する。
  - 4 第8条の規定は、専門委員の任期について準用する。
  - 5 前各項に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

## 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 補則

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

1 この会則は、平成28年3月28日から施行する。

2 設立当初の役員を選任は、第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、設立総会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 第10条第2項の規定にかかわらず、最初に招集される設立総会は、市長が招集する。

4 本会の設立当初の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から翌年3月31日までとする。

## 附 則

- 1 この会則は、平成29年8月22日から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に第75回国民体育大会鹿児島大会薩摩川内市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員会である者は、それぞれ燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員会に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則施行の際、現に制定されている第75回国民体育大会鹿児島大会薩摩川内市準備委員会の関係規程等中「第75回国民体育大会鹿児島大会薩摩川内市準備委員会」とあるのは、「燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会」と読み替える。

## 燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会専門委員会規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会会則第12条第5項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

### (役 員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会各専門委員会委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会 議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員会以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる

### (部 会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

### (委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

### 附 則

この規程は、平成28年3月28日から施行する。

### 附 則

1 この規程は、平成29年8月22日から施行する。

2 この規程施行の際、現に第75回国民体育大会鹿児島大会薩摩川内市準備委員会各専門委員会の役員である者は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会各専門委員会の役員とする。

(別表) 第2条関係

名称	付託事項	委任事項
総務 企画 専門 委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画及び基本構想の策定に関すること</li> <li>2 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画及び基本構想の進行管理に関すること</li> <li>2 他の専門委員会に属さない事項に関すること (重要なものを除く)</li> </ol>
競技 式典 専門 委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施競技の企画及び運営に係る計画の策定に関すること</li> <li>2 その他実施競技の企画及び運営に係る重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施競技の企画及び運営に関するもののうち、次に掲げるもの (1) 競技用具に関すること (2) リハーサル大会に関すること (3) 競技記録に関すること (4) その他実施競技の企画及び運営に関すること (重要なものを除く)</li> <li>2 競技役員の養成及び編成に関すること</li> </ol>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 式典の基本的事項に関すること</li> <li>2 その他式典に係る重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開始式・表彰式の企画及び運営に関すること</li> <li>2 式典音楽の実施に関すること</li> <li>3 式典演技の実施に関すること</li> <li>4 炬火イベントの実施に関すること</li> <li>5 その他式典に関すること (重要なものを除く)</li> </ol>
おも てな し 専門 委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊の基本的事項に関すること</li> <li>2 医事・衛生の基本的事項に関すること</li> <li>3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊に関すること</li> <li>2 標準献立及び食品調達に関すること</li> <li>3 医療救護及び防疫に関すること</li> <li>4 食品衛生及び環境衛生に関すること</li> <li>5 その他宿泊及び医事・衛生に関すること (重要なものを除く)</li> </ol>
輸送 交通 専門 委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送及び交通の基本的事項に関すること</li> <li>2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県外参加者等の輸送に関すること</li> <li>2 競技会場地の輸送に関すること</li> <li>3 その他輸送及び交通に関すること (重要なものを除く)</li> </ol>



《別表》 燃ゆる感動がごしま国体薩摩川内市開催推進総合計画(年次計画)

平成30年4月1日現在

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
		5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
		和歌山県(第70回)	岩手県(第71回)	愛媛県(第72回)	福井県(第73回)	茨城県(第74回)	鹿児島県(第75回)
		開催内定		開催決定		リハーサル大会、高校総体	第75回国体(デモンストレーションスポーツ大会)
		H23~		実行委員会		大会実施本部	
		準備委員会		実行委員会		大会実施本部	
全体計画			開催方針	開催推進総合計画			大会実施報告
専門委員会業務	【担当・企画前企画】	総務・企画	実行委員会設立準備 開催準備総合計画	開催準備総合計画進行管理	大会実施本部運営計画	大会実施本部設置	会場内売店規則 競技別プログラム 服飾作成・配布
		財務	施設整備に伴う予算要求	施設整備	リハーサル大会運営費・国体運営費予算の検討 協賛取扱要綱策定・募集		大会決算報告
		歓迎・案内 市民運動		市民運動基本計画	市民運動実践活動の取り組み及び推進 案内所、休憩所設置計画 大会ボランティア業務計画 ボランティア検討・募集	ボランティア研修	運動実践活動の取り組み 案内所・休憩所の設置 ボランティア編成・配置
		広報		国体PR事業(市主催事業等でのPR、ホームページ開設、スポーツイベント開催、広報紙掲載) 広報基本計画	歓迎装飾計画・要項		国体PR事業 歓迎装飾の設置
	【担当・中村典】	競技・式典会場	施設整備計画	競技会場・練習会場施設の整備	施設整備基本計画 会場管理対策要項、会場管理員配置計画等	競技会場管理要項	競技・練習会場の点検・整備 競技会場整理班の編成
		競技運営		リハーサル大会開催基本計画 リハーサル大会実施検討・大会実施要項 競技役員等編成調査・検討 競技運営基本計画	総合・競技別プログラム 競技役員等の編成・養成 競技会係員配置計画・研修 ボランティア募集要項作成	総合・競技別プログラム 競技別実施要項 ボランティア募集・研修	総合・競技別プログラム 競技役員派遣依頼 監督会議等の開催 選手激励(競技力向上)
		競技用具		競技用具整備計画(調査・検討・整備)			競技用具の点検・整備
		式典		式典基本計画	式典実施要項、式典協力ボランティア募集・研修 会場レイアウトの検討		
		宿泊・弁当		宿泊・弁当基本計画 宿泊施設基礎調査	(仮)配宿計画 弁当業者の選定基準作成 国体弁当調達要項	宿泊要項 弁当業者指定	宿泊本部 本宿泊計画
	【担当・本おもてなし】	医事衛生 環境美化		医事衛生・環境美化基本計画	医事救護・環境衛生対策・防疫対策要項 環境美化要項	食品衛生講習会 環境美化実施	医療救護本部・救護所
		観光		観光基本計画			
		おもてなし全般		おもてなしセミナー 食材商品開発・研究 地元特産品を活かした土産物開発・研究 観光宿泊パックの開発・研究	リハーサル大会でのおもてなし実施 ふるまい(各競技) 特産品土産(各競技) 観光宿泊パック 検証	国体でのおもてなし実施 ふるまい(各競技) 特産品土産(各競技) 観光宿泊パック	
	【山口・交通】	輸送・交通		輸送・交通基本計画 PR用車両ステッカー等作成	駐車場等調査 借上車両等調査 交通計画実施要項	開閉式等輸送実施計画 交通規制計画 交通要員配置計画	輸送交通本部
		消防・警備		消防防災・警備基本計画	リハーサル大会輸送・警備等計画 消防防災・警備実施要項		消防防災・救急現地本部 警備現地本部

第75回国民体育大会